

## 堺市自治連合協議会 令和6年6月定例会

### 1. 依頼案件

(1) 堺大魚夜市開催に伴うポスターの掲示依頼について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺大魚夜市実行委員会)

堺の夏の風物詩「堺大魚夜市」及びNPO法人全日本ムエタイ連盟堺大魚夜市大会を令和6年7月27日(土)に大浜公園で開催する予定です。

つきましては、下記のとおりポスターをご掲示頂きますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは現在制作中であり、完成次第、各校区代表者様または指定送付先まで郵送させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

掲示希望期間：お届け日より7月27日(土)まで

問合せ・・・TEL228-7493 観光推進課

TEL233-5258 堺大魚夜市実行委員会事務局

(2) ①堺市ごみ減量化推進員設置要綱の改正について

②堺市ごみ減量化推進員への委嘱書等の配付について

(環境事業部)

①堺市ごみ減量化推進員設置要綱の改正について

ごみ減量化推進員については、各校区代表者様よりご推薦いただいておりますが、推進員選任時の負担軽減のため、堺市ごみ減量化推進員設置要綱について、令和6年6月1日より下記のとおり改正となる旨をご報告させていただきます。

記

#### 1. 配付資料

(新) 堺市ごみ減量化推進員設置要綱

#### 2. 主な改正点

- ・推進員の定数について「単位自治会ごとに原則として1人」を「原則として校区ごとに1名以上」に変更
- ・校区幹事については選任不要
- ・文言等の整備

②堺市ごみ減量化推進員への委嘱書等の配付について

先日いただきました令和6年度堺市ごみ減量化推進員のご推薦書をもとに、堺市ごみ減量化推進員(以下、「推進員」という。)を委嘱させていただきます。

つきましては以下のとおり、推進員名簿の確認及び推進員への委嘱書等の配布いたたく存じます。

(例)

記

### 1. 配付資料

#### 封筒①

- ・ 令和 5-6 年度堺市ごみ減量化推進員名簿
- ・ 新規推薦推進員名簿

#### 封筒②

- ・ 委嘱書
  - ・ ごみ減量化推進員のしおり
- ※推進員が多い校区については、封筒②を複数用意している場合があります。

<封筒①>



令和5・6年度堺市ごみ減量化推進員名簿(例)

区	校区	氏名	性別	年齢	住所	電話番号
中区	中央校区	田中 太郎	男	45	堺市中央区中央1-1-1	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 次郎	男	48	堺市中央区中央2-2-2	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 三郎	男	51	堺市中央区中央3-3-3	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 四郎	男	54	堺市中央区中央4-4-4	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 五郎	男	57	堺市中央区中央5-5-5	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 六郎	男	60	堺市中央区中央6-6-6	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 七郎	男	63	堺市中央区中央7-7-7	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 八郎	男	66	堺市中央区中央8-8-8	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 九郎	男	69	堺市中央区中央9-9-9	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 十郎	男	72	堺市中央区中央10-10-10	073-XXXX-XXXX

令和6年度新規推薦推進員名簿(例)

区	校区	氏名	性別	年齢	住所	電話番号
中区	中央校区	田中 太郎	男	45	堺市中央区中央1-1-1	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 次郎	男	48	堺市中央区中央2-2-2	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 三郎	男	51	堺市中央区中央3-3-3	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 四郎	男	54	堺市中央区中央4-4-4	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 五郎	男	57	堺市中央区中央5-5-5	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 六郎	男	60	堺市中央区中央6-6-6	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 七郎	男	63	堺市中央区中央7-7-7	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 八郎	男	66	堺市中央区中央8-8-8	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 九郎	男	69	堺市中央区中央9-9-9	073-XXXX-XXXX
中区	中央校区	田中 十郎	男	72	堺市中央区中央10-10-10	073-XXXX-XXXX

<封筒②> (例)



### 2. 依頼事項

- ・ 封筒①の中にある「推進員名簿」をご確認いただき、誤りがございましたらご連絡ください。
- ・ 封筒②の中にある「委嘱書」及び「ごみ減量化推進員のしおり」を推進員にお渡しください。

問合せ・・・Tel228-7479 資源循環推進課

## 2. 事業説明案件

(1) 一部の指定避難所における 12 年保存備蓄水の導入について  
(上下水道局経営企画室)

上下水道局では、平成 27 年度から指定避難所への災害用備蓄水の配備を行っており、現在は 5 年保存が可能な備蓄水を配備しております。本備蓄水について、令和 7 年 2 月以降一部の指定避難所のものを、12 年保存が可能な備蓄水に順次切り替えていくことを予定していますので、お知らせいたします。

記

### 1 概要

- (1) 現在配備している災害用備蓄水と今後順次配備予定の災害用備蓄水  
現在配備している備蓄水：5 年保存 アルミ缶 (490ml/本)  
今後順次配備予定の備蓄水：12 年保存 (500ml/本)
- (2) それぞれの備蓄水の今後の保存先について  
○5 年保存備蓄水 (指定避難所 55 か所)

<p><b>【全区】</b> 市立中学校：42 か所 体育館：7 か所</p> <p><b>【堺区】</b> 関西大学堺キャンパス、 勤労者総合福祉センター (サンスクエア堺)</p> <p><b>【中区】</b> 教育文化センター (ソフィア・堺)</p>	<p><b>【東区】</b> 東文化会館</p> <p><b>【南区】</b> 梅文化会館、大阪健康福祉短期大学</p>
---	--

○12年保存備蓄水（指定避難所107か所）

<b>【全区】</b> 市立小学校：91か所	<b>【西区】</b> 高校（鳳、福泉、堺上）
<b>【堺区】</b> 高校（三国丘、泉陽、堺）、旧湊小学校	<b>【南区】</b> 高校（泉北、堺西、成美、堺東）
<b>【中区】</b> 高校（東百舌鳥）	<b>【北区】</b> 高校（金岡）、大泉学園
<b>【東区】</b> 高校（登美丘）	<b>【美原区】</b> みはら大地幼稚園

問合せ・・・Tel250-9208 上下水道局 経営企画室

(2) 第74回「社会を明るくする運動」について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺市社会福祉協議会)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月1日から31日までの1か月間が強調月間となります。

堺市推進委員会では、下記のとおり第74回「社会を明るくする運動」堺市大会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

また、保護司会、更生保護女性会などの参加を得て各駅頭での啓発活動や、小・中学生による「第27回作文コンテスト」、各区域においての住民集会など「社会を明るくする運動」に関する行事を計画しております。本運動全般にわたり、何卒ご理解あるご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

行事名：第74回「社会を明るくする運動」堺市大会

日時：令和6年7月1日（月）午後1時30分～

場所：堺市総合福祉会館 6階 ホール

\*会場の駐車場は僅少ですので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel232-5420 堺市社会福祉協議会

(3) 堺市立老人福祉センターの入浴事業終了と今後の方向性（案）について

(長寿社会部)

この度、老人福祉センターの入浴事業終了と今後の方向性についてご報告いたします。

## 記

- 1 「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」（令和2年3月公表）  
利用者の固定化、浴場設備の更新等が必要であることを踏まえ、入浴事業については、令和6年度までを目途に事業継続することとし、浴場設備の大規模改修については今後行わないものとする。
- 2 入浴事業終了予定日  
令和7年3月31日 ※浴場設備の故障等により早期に終了する場合がある。
- 3 令和7年4月以降（次期指定管理期間）の事業について  
介護予防機能の強化や地域に開かれた老人福祉センターへの機能転換を図る。  
（例）・フレイル予防のため、連続講座形式等で実施する体操教室の実施
  - ・高齢者だけでなく、地域住民も参加できる多世代交流イベント等の開催
  - ・指定管理者の創意工夫により提案するよう仕様書に明記する。
  - ・浴場跡は、老人福祉センター以外の活用も含め、費用対効果等を踏まえて検討を行う。
- 4 今後のスケジュール

令和6年	6月7日	自治連合協議会区定例会にて説明
	7月～	利用者へ周知（センターへの掲示等）
	7月～9月	令和7年度からの指定管理者の公募
	11月	令和6年11月議会提案（指定管理者選定）
令和7年	3月31日	入浴事業の終了

### 【参考】

堺老人福祉センター	堺市堺区協和町3丁128-11
中老人福祉センター（民営）	堺市中区八田南之町162
東老人福祉センター	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）
西老人福祉センター	堺市西区鳳東町6丁600（西区役所内）
南老人福祉センター	堺市南区御池台5丁2-7
北老人福祉センター	堺市北区常磐町1丁25-1
美原老人福祉センター	堺市美原区黒山782-10（美原総合福祉会館内）

問合せ・・・Tel228-8347 長寿支援課

### (4) 歩道橋ネーミングライツ・パートナーの募集について

【広報さかい7月号掲載予定】

(土木部)

この度、歩道橋の通称名を命名する権利（ネーミングライツ）を付与する民間事業者（ネーミングライツ・パートナー）の募集を下記のとおり開始いたします。

なお、設置工事の際には御迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○通称名の標示イメージ

企業ロゴ、企業名や商品名等と正式歩道橋名を歩道橋の桁部分に標示

○募集概要

- ・命名権料 1橋につき年間30万円以上（税抜）
- ・契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで（5年を限度に1回更新可能）
- ・応募資格 法人
- ・対象施設 堺市土木部が管理する歩道橋（下記10橋）
- ・募集期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで下記の3期に分けて募集  
（第1期）令和6年7月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで  
（第2期）令和6年10月1日（火）から令和6年12月27日（金）まで  
（第3期）令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）まで

【対象歩道橋一覧】

区	歩道橋名	所在地	路線名
堺区	大浜中町歩道橋	堺区大浜北町3丁	府道 堺狭山線
西区	石津町西歩道橋	西区石津西町	府道 大阪臨海線
北区	黒土歩道橋	北区黒土町	府道 大阪中央環状線
北区	長曾根歩道橋	北区長曾根町	府道 大阪中央環状線
北区	金岡歩道橋	北区新金岡町5丁	府道 大阪中央環状線
北区	新金岡南歩道橋	北区新金岡町1丁	府道 大阪高石線
北区	中央歩道橋	北区新金岡町2丁	府道 大阪高石線
美原区	丹上歩道橋	美原区丹上	府道 泉大津美原線
美原区	今井歩道橋	美原区今井	国道309号
美原区	菅生北歩道橋	美原区平尾	国道309号

問合せ・・・TEL228-7417 路政課

(5) 第52回消防救助技術近畿地区指導会の開催について

【広報さかい7月号掲載予定】

(消防局総務部)

大阪府と兵庫県の消防本部から選抜された救助隊員が、人命救助の技と力を競い合う消防救助技術近畿地区指導会の開催についてお知らせします。

記

1 開催場所

- (1) メイン会場 堺市総合防災センター（堺市美原区阿弥129-4）
- (2) サテライト会場 ららぽーと堺（堺市美原区黒山22-1）  
ビバモール美原南インター（堺市美原区黒山1008番）

2 開催日時

- (1) メイン会場 令和6年7月30日（火）9時30分～16時00分
- (2) サテライト会場 令和6年7月30日（火）10時30分～16時00分

3 事業概要

### (1) 目的

大阪府と兵庫県の消防本部から選抜された救助隊員約 900 名が参加し、陸上の部（7 種目）・水上の部（7 種目）で技と力を競い合い、上位入賞者は翌 8 月に開催される全国消防救助技術大会に地区代表として出場する。

また種目競技と合わせて、一般来場者の皆さんが参加・体験できるイベントも同時開催し、消防・防災に関する啓発も行う。

### (2) 指導会種目

#### ① 陸上の部（7 種目）

ロープブリッジ渡過、はしご登はん、ロープ応用登はん、ほふく救出、ロープブリッジ救出、引揚救助、障害突破

#### ② 水上の部（7 種目）

基本泳法、複合検索、溺者搬送、人命救助、溺者救助、水中結索、水中検索救助



### (3) 消防・防災啓発

サテライト会場において、市民及び一般来場の皆様への消防・防災啓発を目的とした参加・体験型のイベントを開催する（地震体験、ミニ消防車、消防車両展示・撮影会、消防音楽隊演奏など）。



問合せ・・・TEL238-6002 消防局 総務部

### (6) 令和 5 年度高齢者防火訪問の実施結果及び令和 6 年度高齢者防火訪問の実施について 【広報さかい 6 月号掲載（実施についてのみ）】 (消防局予防部)

前年度実施しました標記事業につきまして、格段のご高配を賜り、無事終了することができましたので、重ねて御礼申し上げます。当事業の実施結果は下記 1 のとおりとなりましたので、ご参考までにご報告いたします。

また、消防局では、令和 6 年度におきましても、高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、下記 2 のとおり防火訪問を実施いたします。

防火訪問では、設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進など、住宅での火災予防対策を働きかけてまいります。

### 記

#### 1 堺市における令和 5 年度の実施結果について

(1) 訪問世帯数等

ア 訪問世帯数 24,171 世帯（うち、対象世帯数 20,354 世帯）

※ 対象世帯数とは、訪問した結果、同居・入院・転居・死亡・施設入所・その他を除いた世帯数。

イ 対象世帯数のうち、対面指導を実施した世帯数 7,703 世帯

(2) 主な指導事項について

住宅用火災警報器を設置すること など

(3) その他

対面指導ができなかった世帯につきましては、防火訪問カードにリーフレット等を添えて、ポスティングによる啓発を行いました。

2 令和 6 年度の実施予定について

(1) 対象

75 歳以上の高齢者のみの世帯のうち、75 歳、79 歳、83 歳、87 歳、91 歳、95 歳及び 99 歳以上の高齢者が居住する世帯

(2) 実施予定期間

6 月から翌年 3 月まで

※ 令和 7 年度以降も定例的な事業として実施する予定です。

(3) 市民への周知

全世帯に配布される「広報さかい」6 月号に、高齢者の防火訪問を行う旨の内容を記載し、周知しました。

問合せ先・・・TEL238-6005 消防局 予防部

(7) 令和 5 年堺市長選挙等に関するアンケート調査結果について

(選挙管理委員会事務局)

昨年度実施しました「令和 5 年堺市長選挙等に関するアンケート調査」につきまして、調査結果をまとめましたので、御報告いたします。

1 調査目的 令和 5 年 6 月に実施した堺市長選挙について、令和 5 年 4 月の統一地方選挙の日程に合わせず、堺市長単独の選挙としたことに対して、有権者の皆様の考え等をお伺いし、今後の適正な選挙執行の推進に役立てることを目的に実施しました。

2 調査項目 (1) 堺市長選挙の投票状況  
(2) 堺市長選挙に対する考え  
(3) 堺市議会議員選挙の投票状況  
(4) 啓発活動の認知度 など

設問数 12 問

3 調査期間 発 送 令和 6 年 2 月 9 日（金）  
回答期限 令和 6 年 2 月 29 日（木）

4 調査対象 堺市内の有権者

5 標本数 3,000 人

- 6 抽出方法 選挙人名簿より無作為抽出
- 7 調査方法 郵送による調査
- 8 回収結果 有効回収数 1,095人 有効回収率 36.5%
- 9 調査結果の公表 ホームページで公表

問合せ・・・Tel228-7875 堺市選挙管理委員会事務局

(8) 宅地開発時における開発事業者等への自治会加入促進の働きかけ強化について  
【広報さかい6月号掲載】 (市民生活部)

本市では自治会加入促進の取組の一環として、市内で行われる一定規模以上の宅地開発の際に、開発事業者に対し自治会加入促進への協力を呼びかけています。

このことについて、令和6年8月より、堺市宅地開発等に関する指導基準に自治会加入促進への協力の項目を追加し、本取組に係る市から開発事業者への働きかけを強化しますのでお知らせいたします。

記

取組の概要

【現状（令和4年10月から）】

- 対象：「共同住宅65戸以上・戸建住宅20戸以上」の開発行為
- 内容：開発の計画段階で、市民協働課から開発事業者へ、開発完了後の新規入居者に対して自治会加入促進の働きかけを行っていただくよう依頼。

【今後の予定（令和6年8月1日から）】

- 対象：「共同住宅・戸建住宅ともに20戸以上」の開発行為
- 内容：①開発の計画段階で、開発事業者から開発区域の自治会へ、自治会加入促進に関する連絡調整を行い、調整状況について事業者から市へ報告書を提出。  
②自治会との連絡調整内容を踏まえ、開発事業者が開発完了後の新規入居者に対して自治会加入の働きかけを実施。

問合せ・・・Tel228-7405 市民協働課

### 3. 協議会案件

(1) 堺市自治会活動保険について

堺市自治連合協議会では、自治会活動中の不測の事故に備えた保険に加入し、自治会の皆様が安心して活動に取り組める環境の整備を推進いたします。

1.被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員  
※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

2.保険期間

令和6年7月1日～令和7年6月30日

### 3.対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動

### 4. 保険金の支払いの対象

#### (1) 傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

#### (2) 賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

### 5.その他

詳細については自治会活動保険パンフレットをご確認ください。

問合せ・・・Tel228-7405 市民協働課

## 4. 事務局連絡

### (1) 自治会手帳の部数について

堺市自治連合協議会では、今年度も自治会手帳を作成し6月下旬～7月上旬（7月5日（金）の区定例会まで）に各校区指定送付先へお届けします。

- ・昨年度、送付部数の削減を希望された校区自治連合会様につきましては、昨年度と同じ数をお届けします。
- ・今年度、新たに部数の削減を希望される場合は、下記のとおりご連絡をお願いいたします。（削減の希望がない場合はご連絡いただく必要はございません。）

連絡期日：令和6年6月24日（月）

連絡先：各区役所 自治推進課

#### 【問合せ】

堺区役所 自治推進課	Tel 228-7082	西区役所 自治推進課	Tel 275-1902
中区役所 自治推進課	Tel 270-8154	南区役所 自治推進課	Tel 290-1803
東区役所 自治推進課	Tel 287-8122	北区役所 自治推進課	Tel 258-6779
美原区役所 自治推進課	Tel 363-9312	市民協働課	Tel 228-7405

### (2) 退任者感謝状について

退任者の感謝状・額縁等を、7月区定例会までに、校区代表者宅又は指定送付先に送付いたしますのでよろしくお願いたします。

問合せ・・・Tel228-7405 市民協働課